5、従業員積立金ニ関スル件（国府紡績川崎工場提出）

定メノ如シ

別紙ノ件トシ第十九條ノ規定

甚ダ使用者ノ為メ従業員ノ要求アリシ

男……十名　女十名トシテ

一以上

6、当方御厚生施設建設ノ件（セメント当方御提出）

7、メーデー全体ノ件（勿論当方附記　秋葉川氏同方提出）

右ハメーデーニハ全世界ノ労働者ガ休業シテ資本家ニ対シ我モ持ルノ威力ヲ示ス意義アル日ナリ故ニ各工場共全体ヲナシ当日ヲ有意義ナラシムル

依ッテ当工場ハ全体ニテ休業シ当日ヲ記念スルコト、以テ要ニ応シ決議シテ組合ハ各工場ニ提出スル

秋葉川臨時会員協議ニ付ス

東臨局員ハ日本労働組合秋葉川支部協議局

会ヲ解ス

閉会